

県立高校の在り方基本方針・基本計画と実行計画の関係性（イメージ）

○鳥取県教育委員会では、これまで県立高校の在り方について検討を進めてきました。

*基本方針（R6.3.16）、基本計画＜前期＞（R7.3.15）、実施計画＜前期＞（R8.2.16）

○一方、国においては、いわゆる高校無償化とあわせて公立高校や専門学校等への支援の拡充を図るため、文部科学省から「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」が公表されました。（令和8年2月13日）

○また、グランドデザインに掲げた高校改革を推進するため、R9年度以降、安定財源を確保しつつ、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな仕組みを検討し、改革先導拠点校以外の高校改革を後押しするとされています。

○R9年度以降、交付金等を活用する際には、R8年度中に「実行計画」を策定している都道府県に対し、計画に位置付けられる取組を対象に交付金を措置することが想定されています。

○鳥取県においては、R6.3.16に策定した基本方針を、グランドデザインの趣旨を踏まえ改定することで「実行計画」とします。

財政支援等		R8	R9	R10	R11～
(県)					
実行計画策定		→			
(国)					
基金事業	補助率10/10	→	→	→	
(国)					
交付金	今後創設予定				→
(国) 起債					
※R13まで	充当率90% 交付税措置50%				→

実行計画とは・・・

2040年の社会を見据えた人材育成のための高校教育改革の方向性を示すもの。計画策定にあたっては、知事や関係部局、産業界や地域と十分連携・協働し策定することが求められています。

■令和新時代の県立高等学校教育に関する基本方針 (R8～R17)

※R6.3.16策定

県立高校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示したもの

グランドデザインの趣旨を踏まえたものに改訂

※R8年度中
＝国が求める「実行計画」

[改訂のポイント]

- ・2040年の産業構造を踏まえた教育改革
- ・文科省グランドデザインに示す3類型に基づく事業検討
- ・産業界等との連携
- ・入試改善
- ・教職員研修
- ・数値目標の設定
- ・工程表

■基本計画＜前期＞

(R8～R12)

R9.4.1実施分

※R7.3.15策定

■基本計画＜前期＞

(R8～R12)

R12.4.1実施分

※R10.10公表予定

■基本計画＜後期＞

(R13～R17)

※R10.10公表予定

基本方針の内容を具体化・明確化しその実現を図るもの
(※学級減、統廃合等再編の具体的内容)

■実施計画＜前期R9.4.1 実施分＞

※R8.2.16策定

■実施計画＜前期R12.4.1 実施分＞

※R10.10公表予定

■実施計画＜後期＞

※R11公表予定（最速）

基本計画に示す方向性の実現を図るための各高校の特色ある教育活動等を示すもの
(※教育活動の特徴、取得をめざす資格・検定等)

〔鳥取県〕 高校教育改革推進コンソーシアム（イメージ）

県立高校がめざす姿

自分の夢や目標の実現に向けた可能性を広げるために
「社会とつながり 体験する 選択できる 新しい学び」を創造します

生徒一人一人の資質・能力、
可能性を最大限伸ばす学びの推進

将来の地域を支える人材を育てる
ふるさとキャリア教育の推進

鳥取県や日本、世界に貢献できる
力を育成する学びの推進

コンソーシアム設置のねらい

社会の変化が目まぐるしく、将来を正確に予測することが難しい中において、教育委員会や県立高校だけでなく、知事や関係部局、産業界、高等教育機関等地域と十分に連携・協働し、人材育成を進めます。

県立高校の体制、役割

改革先導拠点校は部会を運営し、今後社会に求められる教育推進に向けた取組を推進する。

連携校は改革先導拠点校の取組を参考に、それぞれの地域に求められる教育を推進する。

鳥取県の役割

大学・企業等と連携したスーパー農林水産業士、スーパー工業士制度の充実等

産業界の役割

教育活動の実施において連携・支援する（専門人材の派遣等）

改革先導拠点校

鳥取工業
高校

倉吉農業
高校

工業
分科会

農林
分科会

専門性高度化部会

■連携校

鳥取商業、鳥取湖陵、智頭農林、八頭、倉吉総合産業、米子工業

■大学、企業等

鳥取大学、地元企業 等

■自治体

鳥取市、倉吉市

全体会

県立高校

鳥取県教育委員会

県教育委員会の体制、役割

- ・高等学校課（主管課）
- ・全体調整、教育課程の検討
- ・教育総務課・大学連携
- ・教育環境課・施設設備整備
- ・教育人材開発課・人事配置
- ・教育DX推進課・教育のDX化
- ・特別支援教育課・特別支援教育の充実
- ・小中学校課・中学校における進路指導

■コーディネート体制■

（ノウハウを持った団体による支援）
コーディネーターが指導主事、学校教職員に伴走・支援することで産業界との連携を推進します。

高等教育機関

鳥取大学
公立鳥取環境大学
鳥取看護大学
鳥取短期大学

高等教育機関の役割

教育活動の実施において連携・支援する（大学のリソースの提供等）

地域、日本、世界を支える
人材育成

理数系人材育成部会

■連携校

鳥取東、倉吉東、倉吉西、米子東、米子西

■大学、企業等

鳥取大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学 等

■自治体

鳥取市

鳥取西
高校

専門性
高度化

地域連携
多様な学び

理数系
人材育成

地域全体で人材育成を推進

一校完結自前主義から脱却し、様々な分野の
様々な人とのかかわりの中での教育活動の実施

地域

市町村

コミュニティ・スクール

県立高校立地自治体

地域連携 多様な学習ニーズ部会

■連携校

鳥取緑風、青谷、岩美、八頭、倉吉総合産業、鳥取中央育英、米子、米子南、米子白鳳、境、日野

■大学、企業等

公立鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学
地元企業 等

■自治体

境港市

境港
総合技術
高校

県立高等専門学校の検討について

令和8年7月3日 教育学術課

子どもたちの学びの選択肢を増やすとともに、地域産業を支える高度実践人材を育成するため、県立高等専門学校（以下、「県立高専」という。）の設置にかかる必要性のほか、設置する場合における方向性など、検討を行います。

検討に際しては、産学官関係者による協議会を設置し、具体的な議論を行います。

1 検討内容

(1) 検討対象校

- ・鳥取県立鳥取工業高等学校
- ・鳥取県立倉吉農業高等学校

(2) 協議会での主な検討テーマ

- ・検討対象校の県立高専化にかかる必要性
- ・県立高専化する場合にあつては、その設置の方向性（設置方法、学科、定員など）
※現段階では、既存の高校に県立高専を併設する形（併設型）を軸として、検討を進めることを想定している。
- ・卒業生の地元定着に向けた対策（学校と地域・産業の連携など）

2 協議会の構成

- 鳥取県知事
- 鳥取県教育長
- また、以下分野の代表者など参加

- ▶市町村
- ▶産業関係団体
- ▶高等学術機関
- ▶PTA関係団体
- ▶高校同窓団体

※別途、文部科学省が「オブザーバー」として参加予定。

3 今年度の検討スケジュール（想定）

- 7月 第1回協議会（キックオフ、各出席者からの意見聴取）

- ・別途、協議会幹事会（事務レベルでの検討チーム）を設置し、各種情報収集・分析、論点整理を実施する。
→幹事会は、協議会に随時検討状況を報告するとともに、高等教育改革推進コンソーシアムとも情報共有を行う。

- 11月 第2回協議会（意見集約、検討結果のとりまとめ）

※必要に応じ、協議会を追加開催する。

※検討結果のとりまとめ状況に応じ、引き続き、幹事会による検討・整理を継続する。

高校部活動の生徒引率における安全対策について

令和 8 年 7 月 3 日 教育学術課、教育人材開発課、体育保健課

磐越道のマイクロバス事故を受け、県立・私立学校に対する生徒引率に係る安全管理の徹底や県立学校において改めて規定等に基づく手続きの徹底を行うとともに、県立・私立学校への貸切バス利用等への補助制度を新設・拡充し、更なる生徒の安全確保を図っていく。

1 県立・私立学校に対する安全管理の徹底、県立学校の規定等に基づく手続きの徹底

県立・私立学校に対して生徒引率に係る安全管理を徹底するよう周知するとともに、県立学校においては改めて貸切バスや自家用車等の使用に関する規定等に基づく手続きを徹底するよう指示した。

(1) 「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて (R8. 6. 30 文部科学省等通知)

文部科学省等から、学校教育等における自動車による移動時の安全確保対策について、実効性のある対策をとりまとめ、示されたことから、教育活動等の実施にあたり生徒の安全確保の徹底を通知した。

【実効性のある対策（主な内容）】

①ガバナンスの徹底

…組織として対応し、学校管理職による書面での生徒引率計画等の事前承認を含む安全管理の徹底

②適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

…国の許可を受けた交通事業者等を選定し、契約書等の書面により契約内容を明確化

③自家用車・レンタカー利用時における「安全管理チェックシート」の活用

…事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性を確認し、当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況を確認。また、学校管理職による引率計画等の書面等による事前承認を徹底

(2) 部活動の遠征等における安全確保について (R8. 5. 19 文部科学省等通知)

文部科学省等から、部活動の遠征等における安全確保の留意点が改めて示され、教育活動の実施にあたり生徒の安全確保・事故防止等に万全の措置を講じるよう通知した。

【安全確保の留意点】危機管理マニュアルの見直し、事業者との適切な契約、教職員への研修 など

(3) 一般旅客自動車運送無許可バスの利用禁止の徹底について (R1. 8. 7 教育長通知)

令和元年 6 月に行った調査により、県立学校の部活動等で 6 校 24 件の一般旅客自動車運送無許可バス（いわゆる白バス行為）利用が判明したことを受け、同年 8 月 7 日付けで県立学校に対し「一般旅客自動車運送無許可バスの利用禁止の徹底について」を通知し、利用禁止の再度の徹底及び運送引受書による事業者の確認を求めている（市町村教育委員会へも参考送付）。

(4) 県立学校教職員の生徒引率関係自動車の使用に関する考え方について (R2. 11. 12 教委)

令和 2 年 1 1 月に県立学校教職員が児童生徒引率の際に自家用車等を使用する場合の取扱要項を定め、安全性を確保した上で校長が許可する場合に限り、使用を認めることとしている（県外を用務地とする場合は、県教委の承認が必須）。

※私立学校に対しても、県立学校の取組を参考に安全管理体制を再点検されるよう、県立高校の通知を送付。

2 県立・私立学校への補助制度の新設及び拡充

生徒移動の安全を確保するため、部活動の生徒引率に係る貸切バス等の経費の一部助成及び自動車安全運転研修の実施に要する経費が 6 月補正予算で措置された。（県立高校：増額、私立高校：新設）

【県立学校】

○部活動の生徒引率に係る旅費支援事業 6 月補正予算額 10,000 千円

生徒移動の安全確保や教職員の負担軽減、生徒保護者の経済負担軽減を図るため、公式大会に加え、練習試合等における貸切バス等の利用に係る経費の一部を支援する。

・練習試合等…補助率：1 / 4（上限 100 千円）

※公式大会への助成（補助率：1 / 3（上限 150 千円））は当初予算により措置済（20,000 千円）

【私立学校】

○部活動の生徒引率に係る旅費支援事業 6 月補正予算額 8,000 千円（研修支援と合わせて）

学校の実態に応じ、生徒引率においてレンタカーの利用によらざるを得ないケースを対象に、より安全性の高い移動手段（貸切バスや公共交通機関等）へ変更する経費の一部を支援する。

・公式大会…補助率：1 / 3（上限 150 千円）

・練習試合等…補助率：1 / 4（上限 100 千円）

○教職員の自動車安全運転研修受講支援事業

生徒引率を行う教職員等を対象として、自動車安全運転研修を実施する学校に対し、その研修受講に係る費用の一部を支援

・自動車学校の安全運転研修受講費用や安全運転研修の実施に係る講師謝金等（補助率：1 / 2（上限なし））

県教育委員会の「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

令和 8 年 7 月 3 日

教育人材開発課

1 策定の背景

県教育委員会では、教職員の多忙解消・負担軽減と児童生徒への教育活動の充実に向け、「学校業務カイゼンプラン」(平成 30 年 3 月策定)、「新 学校業務カイゼンプラン」(令和 3 年 4 月策定、令和 6 年 4 月改訂)により学校における働き方改革を進めてきており、目標である長時間勤務者の解消には至っていないものの、取組前から時間外業務時間や長時間勤務者は大きく減少し、一定の成果を得ているところ。

一方、令和 7 年 6 月に成立した給特法等一部改正法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることを目的とした、「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「実施計画」という。)を定めることと規定されたことを踏まえ、県教育委員会の実施計画として、「新 学校業務カイゼンプラン」を継承・発展させた、「学校業務カイゼンプラン X」を令和 8 年 4 月に策定した。今後は本実施計画により、県立学校における働き方改革の更なる推進を行っていく。

2 給特法等一部改正法の概要

(1) 趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、教員の処遇の改善等とともに、学校における働き方改革のより一層の推進を図っていくための措置等について規定するもの。

(2) 教育委員会の主な対応

- ・ 文部科学大臣が定める指針に即して実施計画を定め、取組を実施するとともに、計画の実施状況や計画に定める目標の達成状況について毎年度公表すること。
- ・ 計画の内容や実施状況については、総合教育会議への報告を行うとともに、総合教育会議における協議等を通じて、首長部局等との取組の連携を図ること。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を行うこと。

(3) 学校の主な対応

- ・ 教育委員会の策定した実施計画を踏まえた、業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針を策定し、学校運営協議会での承認を得た上で取組を実施すること。

3 学校業務カイゼンプラン X の概要

(1) 目的

教員がこれまでの働き方を見直し、これまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対してよりよい教育活動を行う。

(2) 対象

県立学校の教職員

※市町村立学校は、各市町村教育委員会の策定した実施計画の対象。

(3) 計画期間

4 年間 (令和 8 年度～令和 11 年度)

(4) 目標

① 時間外業務時間に関する目標

- ・ 時間外業務が月 45 時間、年間 360 時間を超える長時間勤務者の解消
- ・ 1 か月時間外業務時間の平均時間が 30 時間以下

② ワーク・ライフ・バランスや働きやすさ等に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数 (夏季休暇を含む) が 20 日以上
- ・ ストレスチェックの受検率 100%

(5) 重点取組事項

以下の3項目を重点取組事項とし、計画期間中、特に取組を強化していく。

① ICTや生成AIの活用による校務DXの推進

ICT等の活用による校務のデジタル化、情報共有等による業務効率化を推進するとともに、効果的な生成AIの活用により校務DXを推進する。

② 学校及び教員が担う業務の適正化

文部科学大臣が定める指針に示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、教員が教員でなければできない業務に専念できるよう保護者、地域の理解を得るための取組を行うとともに、学校運営協議会での熟議等、各学校等で協力を得るための好事例等の展開を図る。

③ 働きやすさと負担軽減の両立

担任業務等の負担軽減を行うとともに、教職員の多様な働き方を受容できる学校の体制づくりを進める。

(6) 市町村教育委員会との連携

市町村立学校の取組については、各市町村教育委員会が策定する実施計画に基づき進められていくが、それぞれの実施計画に共通する取組の推進や、好事例の横展開等を通して、県全体で連携して学校における働き方改革の推進に取り組んでいく。

【参考】令和7年度県内公立学校の長時間勤務者及び時間外業務時間の状況

(1) 長時間勤務者の人数

校種	月45時間超人数(※)			年間360時間超人数			(参考)月80時間超人数(※)		
	R6	R7	増減	R6	R7	増減	R6	R7	増減
小学校	395.7人 (16.3%)	351.0人 (14.4%)	△44.7人 (△1.9pt)	921人 (37.9%)	842人 (34.6%)	△79人 (△3.4pt)	15.5人 (0.6%)	13.8人 (0.6%)	△1.7人 (△0.1pt)
中学校	304.7人 (22.2%)	285.8人 (21.2%)	△18.8人 (△1.0pt)	583人 (42.4%)	553人 (41.0%)	△30人 (△1.5pt)	35.3人 (2.6%)	35.2人 (2.6%)	△0.2人 (+0.0pt)
義務教育学校	27.7人 (17.3%)	24.7人 (16.1%)	△3.0人 (△1.2pt)	59人 (36.9%)	57人 (37.3%)	△2人 (+0.4pt)	1.3人 (0.8%)	1.3人 (0.8%)	△0.1人 (△0.0pt)
高等学校	70.1人 (5.1%)	67.5人 (5.0%)	△2.6人 (△0.1pt)	214人 (15.7%)	203人 (15.1%)	△11人 (△0.6pt)	2.3人 (0.2%)	2.6人 (0.2%)	+0.3人 (+0.0pt)
特別支援学校	16.8人 (2.4%)	17.1人 (2.4%)	+0.3人 (+0.1pt)	54人 (7.6%)	49人 (7.0%)	△5人 (△0.6pt)	0.3人 (0.0%)	0.6人 (0.1%)	+0.3人 (+0.0pt)

集計対象:教職員(管理職、事務職員、常勤講師を含む。会計年度任用職員は含まない。)

※1ヵ月当たりの平均人数(年間延べ人数÷月数)

(2) 時間外業務時間が月45時間を超える教諭の割合の全国比較(令和6年度間)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
鳥取県	19.8%	26.9%	6.5%	3.3%
全国平均	22.2%	39.5%	27.4%	7.8%

「令和7年度 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査(文部科学省/R8.3公表)」を一部加工し作成。

(3) 月一人あたりの時間外業務時間

校種	R6	R7	(内訳)					
			担任業務	分掌業務	教材研究	教科業務	部活動	その他
小学校	24.6h	23.3h	57%	23%	9%	1%	0%	10%
中学校	29.1h	28.3h	20%	29%	11%	8%	25%	7%
義務教育学校	25.8h	24.9h	30%	32%	11%	6%	12%	9%
高等学校	15.9h	15.2h	5%	15%	10%	13%	51%	6%
特別支援学校	11.1h	10.7h	29%	37%	14%	8%	0%	12%

集計対象:教員(常勤講師を含む。管理職、事務職員、会計年度任用職員は含まない。)

「県立高等専門学校の検討に関する協議会」の開催について

令和8年7月21日
教 育 学 術 課

このたび、産学官関係者を構成メンバーとした「県立高等専門学校の検討に関する協議会」（以下「協議会」という。）を開催し、県立高専に関する検討を開始することとしましたので、報告します。

1 協議会の概要

（1）第1回協議会の開催予定

- ① 日 時 令和8年7月21日（火）午後2時15分～（1時間程度）
- ② 場 所 県庁特別会議室（県庁議会棟3階）
- ③ 主な議事 「会長選出」「意見交換（県立高専について）」

（2）主な検討項目

- ① 検討対象校
 - ・鳥取県立鳥取工業高等学校
 - ・鳥取県立倉吉農業高等学校
- ② 協議会での主な検討テーマ
 - ・検討対象校の県立高専化に向かうかどうか
 - ・高専化する場合にあっては、「併設型」など、その設置の方向性
 - ・卒業生の地元定着に向けた対策（地域・産業界との連携） など

（3）協議会の構成メンバー

分 野	氏 名	役職名
県	平井 伸治	鳥取県 知事
市町村	深澤 義彦	鳥取県市長会 会長
	白石 祐治	鳥取県町村会 会長
教 育	足羽 英樹	鳥取県教育委員会 教育長
	國岡 進	鳥取県高等学校長協会 会長
	小谷 孝	鳥取県中学校長会 会長
産 業	平井 耕司	鳥取県商工会議所連合会 会長
	馬野慎一郎	鳥取県商工会連合会 会長
	岩崎 陽一	鳥取県中小企業団体中央会 会長
	蔵増 保則	鳥取県農業協同組合中央会 代表理事会長
	羽馬 好幸	米子高専振興協力会 副会長、鳥取大学振興協力会 相談役 （気高電機株式会社 代表取締役）
	坂本 哲	鳥取県総合教育会議 有識者委員 （アクシス IT パートナーズ株式会社 代表取締役）
	二宮 聖貴	鳥取県農協青壮年連盟 委員長
保護者団体	山下 浩史	鳥取県高等学校 PTA 連合会 会長
	玉野 良次	鳥取県 PTA 協議会 会長
大 学	原田 省	国立大学法人鳥取大学 学長
	小林 朋道	公立大学法人公立鳥取環境大学 学長
同窓団体	松島 勇	鳥取県立鳥取工業高等学校同窓会（紫友会）会長
	鹿島 功	鳥取県立倉吉農業高等学校同窓会（進修会）会長
	横川 力	鳥取県立農業大学校同窓会（修農会）会長

※別途、文部科学省職員が「オブザーバー」として参加する。

2 今後の予定

- 本日、第1回協議会を開催し、議論・検討を開始する。
- その後、協議会を随時開催し、意見集約を図るとともに、検討とりまとめを行う。

※別途、協議会幹事会（事務レベルでの検討チーム）も設置し、各種情報収集・分析、中学生アンケートや業界ヒアリングなど実施するほか、高校教育改革推進コンソーシアムとの情報共有を行う。

※県立高等専門学校にかかる検討状況については、協議会の開催結果も含め、本委員会に随時、ご報告いたします。